

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

税務署 受付印	令和 年 月 日提出 税務署長 殿	事業種目	整理番号
提出者 住所又は 所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称 個人番号 又は 法人番号(注) (フリガナ) 代表者 氏名	電話 (-)	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4 (フリガナ) 作成担当者 作成税理士 署名 電話 (-)	1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 幹旋 本店等 一括提出 有 否 税理士番号

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)			
区分	人 員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支 払 金 額
(A) 給与、給与等 の総額			
(B) のうち、内閣府 の日雇労働者の賃金			
(C) 源泉徴収票 を提出するもの			
(D) 災害減免法 により徴収 猶予したもの			
(摘 要)			

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)			
区分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
(A) 退職手当等 の総額			
(B) のうち、源泉徴収票 を提出するもの			
(摘 要)			

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)					
所得税法 第40条に 規定する 報酬又は 料金等	区分	個 人	個 人 以 外	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	原稿料、講演料等の 報酬又は料金(1号該当)				
	弁護士、税理士等の 報酬又は料金(2号該当)				
	診療報酬(3号該当)				
	職業野球選手、騎手、外交員等の 報酬又は料金(4号該当)				
	芸能等に係る出演、演出等の 報酬又は料金(5号該当)				
	ホステス等の 報酬又は料金(6号該当)				
	契 約 金(7号該当)				
	賞 金(8号該当)				
	(A) 計				
(B) のうち、支払調書を提出するもの					
区分	件 数	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	(摘 要)	
(A) のうち、所得税法第174条第10号 に規定する内国法人に対する賞金					
(B) 災害減免法により 徴収猶予したもの					

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)			
区分	人 員	支 払 金 額	
(A) 使用料等の総額			
(B) のうち、支払調書を 提出するもの			
(摘 要)			

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)			
区分	人 員	支 払 金 額	
(A) あっせん手数料の総額			
(B) のうち、支払調書を 提出するもの			
(摘 要)			

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)			
区分	人 員	支 払 金 額	
(A) 譲受けの対価の総額			
(B) のうち、支払調書を 提出するもの			
(摘 要)			

税務署 整理欄	通信日付印	確 認	提出年月日	身元 確認
	区 分			
			A B C D E F G H	

提出用

(平成28年1月1日以後提出用)

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子FD14 FD15 MO16 CD17 DVD18 書面30 その他99)

令和 年 分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

整理番号

令和 年 月 日提出 税務署長 殿		事業種目	提出媒体 1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 幹旋						
住所又は 所在地	電話 ()	調書の提出 区分	新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	1 給与	2 退職	3 報酬	4 使用	5 譲受	6 幹旋
(フリガナ)		(フリガナ)							
氏名又は 名称		作成担当者							
個人番号 又は 法人番号(注)	※個人番号又は法人番号は複写されません								
(フリガナ)		作成税理士 署名							
代表者 氏名		税理士番号							
		電話 ()							

控 用

平成28年1月1日以後提出用

○ 提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子) 14 FD 15 MO 16 CD 17 DVD 18 書面 30 その他 99)

注) 平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号欄」に何も記載しないでください。

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)			
区分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
① 総額、給与、賞与等の総額			
② ①のうち、内閣府の 日雇労働者の賃金			
③ 源泉徴収票を提出するもの			
④ ③のうち、源泉徴収票を提出するもの			
⑤ 源泉徴収票を提出するもの			
⑥ 源泉徴収票を提出するもの			
⑦ 源泉徴収票を提出するもの			
⑧ 源泉徴収票を提出するもの			
⑨ 源泉徴収票を提出するもの			
⑩ 源泉徴収票を提出するもの			
⑪ 源泉徴収票を提出するもの			
⑫ 源泉徴収票を提出するもの			
⑬ 源泉徴収票を提出するもの			
⑭ 源泉徴収票を提出するもの			
⑮ 源泉徴収票を提出するもの			
⑯ 源泉徴収票を提出するもの			
⑰ 源泉徴収票を提出するもの			
⑱ 源泉徴収票を提出するもの			
⑲ 源泉徴収票を提出するもの			
⑳ 源泉徴収票を提出するもの			
㉑ 源泉徴収票を提出するもの			
㉒ 源泉徴収票を提出するもの			
㉓ 源泉徴収票を提出するもの			
㉔ 源泉徴収票を提出するもの			
㉕ 源泉徴収票を提出するもの			
㉖ 源泉徴収票を提出するもの			
㉗ 源泉徴収票を提出するもの			
㉘ 源泉徴収票を提出するもの			
㉙ 源泉徴収票を提出するもの			
㉚ 源泉徴収票を提出するもの			
㉛ 源泉徴収票を提出するもの			
㉜ 源泉徴収票を提出するもの			
㉝ 源泉徴収票を提出するもの			
㉞ 源泉徴収票を提出するもの			
㉟ 源泉徴収票を提出するもの			
㊱ 源泉徴収票を提出するもの			
㊲ 源泉徴収票を提出するもの			
㊳ 源泉徴収票を提出するもの			
㊴ 源泉徴収票を提出するもの			
㊵ 源泉徴収票を提出するもの			
㊶ 源泉徴収票を提出するもの			
㊷ 源泉徴収票を提出するもの			
㊸ 源泉徴収票を提出するもの			
㊹ 源泉徴収票を提出するもの			
㊺ 源泉徴収票を提出するもの			
㊻ 源泉徴収票を提出するもの			
㊼ 源泉徴収票を提出するもの			
㊽ 源泉徴収票を提出するもの			
㊾ 源泉徴収票を提出するもの			
㊿ 源泉徴収票を提出するもの			

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)			
区分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
① 退職手当等			
② ①のうち、源泉徴収票を提出するもの			
③ 源泉徴収票を提出するもの			
④ 源泉徴収票を提出するもの			
⑤ 源泉徴収票を提出するもの			
⑥ 源泉徴収票を提出するもの			
⑦ 源泉徴収票を提出するもの			
⑧ 源泉徴収票を提出するもの			
⑨ 源泉徴収票を提出するもの			
⑩ 源泉徴収票を提出するもの			
⑪ 源泉徴収票を提出するもの			
⑫ 源泉徴収票を提出するもの			
⑬ 源泉徴収票を提出するもの			
⑭ 源泉徴収票を提出するもの			
⑮ 源泉徴収票を提出するもの			
⑯ 源泉徴収票を提出するもの			
⑰ 源泉徴収票を提出するもの			
⑱ 源泉徴収票を提出するもの			
⑲ 源泉徴収票を提出するもの			
⑳ 源泉徴収票を提出するもの			
㉑ 源泉徴収票を提出するもの			
㉒ 源泉徴収票を提出するもの			
㉓ 源泉徴収票を提出するもの			
㉔ 源泉徴収票を提出するもの			
㉕ 源泉徴収票を提出するもの			
㉖ 源泉徴収票を提出するもの			
㉗ 源泉徴収票を提出するもの			
㉘ 源泉徴収票を提出するもの			
㉙ 源泉徴収票を提出するもの			
㉚ 源泉徴収票を提出するもの			
㉛ 源泉徴収票を提出するもの			
㉜ 源泉徴収票を提出するもの			
㉝ 源泉徴収票を提出するもの			
㉞ 源泉徴収票を提出するもの			
㉟ 源泉徴収票を提出するもの			
㊱ 源泉徴収票を提出するもの			
㊲ 源泉徴収票を提出するもの			
㊳ 源泉徴収票を提出するもの			
㊴ 源泉徴収票を提出するもの			
㊵ 源泉徴収票を提出するもの			
㊶ 源泉徴収票を提出するもの			
㊷ 源泉徴収票を提出するもの			
㊸ 源泉徴収票を提出するもの			
㊹ 源泉徴収票を提出するもの			
㊺ 源泉徴収票を提出するもの			
㊻ 源泉徴収票を提出するもの			
㊼ 源泉徴収票を提出するもの			
㊽ 源泉徴収票を提出するもの			
㊾ 源泉徴収票を提出するもの			
㊿ 源泉徴収票を提出するもの			

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)			
区分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
① 原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)			
② 弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)			
③ 診療報酬(3号該当)			
④ 職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)			
⑤ 芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)			
⑥ ホステス等の報酬又は料金(6号該当)			
⑦ 契約金(7号該当)			
⑧ 賞金(8号該当)			
⑨ 計			
⑩ ⑨のうち、支払調書を提出するもの			
⑪ ⑩のうち、支払調書を提出するもの			
⑫ ⑪のうち、支払調書を提出するもの			
⑬ ⑫のうち、支払調書を提出するもの			
⑭ ⑬のうち、支払調書を提出するもの			
⑮ ⑭のうち、支払調書を提出するもの			
⑯ ⑮のうち、支払調書を提出するもの			
⑰ ⑯のうち、支払調書を提出するもの			
⑱ ⑰のうち、支払調書を提出するもの			
⑲ ⑲のうち、支払調書を提出するもの			
⑳ ⑳のうち、支払調書を提出するもの			
㉑ ㉑のうち、支払調書を提出するもの			
㉒ ㉒のうち、支払調書を提出するもの			
㉓ ㉓のうち、支払調書を提出するもの			
㉔ ㉔のうち、支払調書を提出するもの			
㉕ ㉕のうち、支払調書を提出するもの			
㉖ ㉖のうち、支払調書を提出するもの			
㉗ ㉗のうち、支払調書を提出するもの			
㉘ ㉘のうち、支払調書を提出するもの			
㉙ ㉙のうち、支払調書を提出するもの			
㉚ ㉚のうち、支払調書を提出するもの			
㉛ ㉛のうち、支払調書を提出するもの			
㉜ ㉜のうち、支払調書を提出するもの			
㉝ ㉝のうち、支払調書を提出するもの			
㉞ ㉞のうち、支払調書を提出するもの			
㉟ ㉟のうち、支払調書を提出するもの			
㊱ ㊱のうち、支払調書を提出するもの			
㊲ ㊲のうち、支払調書を提出するもの			
㊳ ㊳のうち、支払調書を提出するもの			
㊴ ㊴のうち、支払調書を提出するもの			
㊵ ㊵のうち、支払調書を提出するもの			
㊶ ㊶のうち、支払調書を提出するもの			
㊷ ㊷のうち、支払調書を提出するもの			
㊸ ㊸のうち、支払調書を提出するもの			
㊹ ㊹のうち、支払調書を提出するもの			
㊺ ㊺のうち、支払調書を提出するもの			
㊻ ㊻のうち、支払調書を提出するもの			
㊼ ㊼のうち、支払調書を提出するもの			
㊽ ㊽のうち、支払調書を提出するもの			
㊾ ㊾のうち、支払調書を提出するもの			
㊿ ㊿のうち、支払調書を提出するもの			

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)			
区分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
① 使用料等の総額			
② ①のうち、支払調書を提出するもの			
③ ②のうち、支払調書を提出するもの			
④ ③のうち、支払調書を提出するもの			
⑤ ④のうち、支払調書を提出するもの			
⑥ ⑤のうち、支払調書を提出するもの			
⑦ ⑥のうち、支払調書を提出するもの			
⑧ ⑦のうち、支払調書を提出するもの			
⑨ ⑧のうち、支払調書を提出するもの			
⑩ ⑨のうち、支払調書を提出するもの			
⑪ ⑩のうち、支払調書を提出するもの			
⑫ ⑪のうち、支払調書を提出するもの			
⑬ ⑬のうち、支払調書を提出するもの			
⑭ ⑭のうち、支払調書を提出するもの			
⑮ ⑮のうち、支払調書を提出するもの			
⑯ ⑯のうち、支払調書を提出するもの			
⑰ ⑰のうち、支払調書を提出するもの			
⑱ ⑱のうち、支払調書を提出するもの			
⑲ ⑲のうち、支払調書を提出するもの			
⑳ ⑳のうち、支払調書を提出するもの			
㉑ ㉑のうち、支払調書を提出するもの			
㉒ ㉒のうち、支払調書を提出するもの			
㉓ ㉓のうち、支払調書を提出するもの			
㉔ ㉔のうち、支払調書を提出するもの			
㉕ ㉕のうち、支払調書を提出するもの			
㉖ ㉖のうち、支払調書を提出するもの			
㉗ ㉗のうち、支払調書を提出するもの			
㉘ ㉘のうち、支払調書を提出するもの			
㉙ ㉙のうち、支払調書を提出するもの			
㉚ ㉚のうち、支払調書を提出するもの			
㉛ ㉛のうち、支払調書を提出するもの			
㉜ ㉜のうち、支払調書を提出するもの			
㉝ ㉝のうち、支払調書を提出するもの			
㉞ ㉞のうち、支払調書を提出するもの			
㉟ ㉟のうち、支払調書を提出するもの			
㊱ ㊱のうち、支払調書を提出するもの			
㊲ ㊲のうち、支払調書を提出するもの			
㊳ ㊳のうち、支払調書を提出するもの			
㊴ ㊴のうち、支払調書を提出するもの			
㊵ ㊵のうち、支払調書を提出するもの			
㊶ ㊶のうち、支払調書を提出するもの			
㊷ ㊷のうち、支払調書を提出するもの			
㊸ ㊸のうち、支払調書を提出するもの			
㊹ ㊹のうち、支払調書を提出するもの			
㊺ ㊺のうち、支払調書を提出するもの			
㊻ ㊻のうち、支払調書を提出するもの			
㊼ ㊼のうち、支払調書を提出するもの			
㊽ ㊽のうち、支払調書を提出するもの			
㊾ ㊾のうち、支払調書を提出するもの			
㊿ ㊿のうち、支払調書を提出するもの			

5 不動産等の譲受の対価の支払調書合計表 (376)			
区分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
① 譲受の対価の総額			
② ①のうち、支払調書を提出するもの			
③ ②のうち、支払調書を提出するもの			
④ ③のうち、支払調書を提出するもの			
⑤ ④のうち、支払調書を提出するもの			
⑥ ⑤のうち、支払調書を提出するもの			
⑦ ⑥のうち、支払調書を提出するもの			
⑧ ⑦のうち、支払調書を提出するもの			
⑨ ⑧のうち、支払調書を提出するもの			
⑩ ⑩のうち、支払調書を提出するもの			
⑪ ⑪のうち、支払調書を提出するもの			
⑫ ⑫のうち、支払調書を提出するもの			
⑬ ⑬のうち、支払調書を提出するもの			
⑭ ⑭のうち、支払調書を提出するもの			
⑮ ⑮のうち、支払調書を提出するもの			
⑯ ⑯のうち、支払調書を提出するもの			
⑰ ⑰のうち、支払調書を提出するもの			
⑱ ⑱のうち、支払調書を提出するもの			
⑲ ⑲のうち、支払調書を提出するもの			
⑳ ⑳のうち、支払調書を提出するもの			
㉑ ㉑のうち、支払調書を提出するもの			
㉒ ㉒のうち、支払調書を提出するもの			
㉓ ㉓のうち、支払調書を提出するもの			
㉔ ㉔のうち、支払調書を提出するもの			
㉕ ㉕のうち、支払調書を提出するもの			
㉖ ㉖のうち、支払調書を提出するもの			
㉗ ㉗のうち、支払調書を提出するもの			
㉘ ㉘のうち、支払調書を提出するもの			
㉙ ㉙のうち、支払調書を提出するもの			
㉚ ㉚のうち、支払調書を提出するもの			
㉛ ㉛のうち、支払調書を提出するもの			
㉜ ㉜のうち、支払調書を提出するもの			
㉝ ㉝のうち、支払調書を提出するもの			
㉞ ㉞のうち、支払調書を提出するもの			
㉟ ㉟のうち、支払調書を提出するもの			
㊱ ㊱のうち、支払調書を提出するもの			
㊲ ㊲のうち、支払調書を提出するもの			
㊳ ㊳のうち、支払調書を提出するもの			
㊴ ㊴のうち、支払調書を提出するもの			
㊵ ㊵のうち、支払調書を提出するもの			
㊶ ㊶のうち、支払調書を提出するもの			
㊷ ㊷のうち、支払調書を提出するもの			
㊸ ㊸のうち、支払調書を提出するもの			
㊹ ㊹のうち、支払調書を提出するもの			
㊺ ㊺のうち、支払調書を提出するもの			
㊻ ㊻のうち、支払調書を提出するもの			
㊼ ㊼のうち、支払調書を提出するもの			
㊽ ㊽のうち、支払調書を提出するもの			
㊾ ㊾のうち、支払調書を提出するもの			
㊿ ㊿のうち、支払調書を提出するもの			

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。

2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「㊤のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「㊤源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年の途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「㊤ ㊤のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「㊤計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5) 「㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「㊤のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「㊤使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「㊤譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 租税特別措置法第 33 条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
 - ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「㊤あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。